

## 令和6年第4回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和6年4月23日（火）第4回鹿沼市農業委員会総会をそば割烹日冕において開催した。

### 出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

（19名）

### 欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主査 永 嶋 将	主事 渡 邇 姫奈乃

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-◇-

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午後5時00分、令和6年第4回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

9番 黒川 幸昭 委員、19番 青木 正好 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買3件、使用貸借権設定1件、賃借権設定1件の合計5件の許可申請が

提出されました。別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎関口 清委員 1番、酒野谷の件は、酒野谷の●●さんから、同じく酒野谷の●●さんへの売買です。問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎高村秀男委員 2番、下沢の件ですが、これも調査書のとおり問題ございません。次に3番の引田の件も問題もございませんので、よろしくお願ひいたします。

◎小林和夫委員 4番の加園の件は、●●さんから●●さんへの使用貸借権設定による新規就農というかたちになります。問題はございませんので、ご承認のほど宜しくお願ひいたします。

◎神長守雄委員 5番の件ですが、●●から東京の●●への賃借です。障害者就労のための農業活用ということで、●●の担当者もしっかりとした方です。先日、●●に勤務している推進委員の福田さんと地区担当推進委員である神長邦夫さんと現地調査もしてまいりました。問題ありませんのでよろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めるが、質問がないため承認について諮り、1番から5番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。5ページをご覧ください。1番は、深津地内において、●●さん申請の従業委員駐車場及び農業用資材置場への転用であります。申請地は、周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については、農地の広がりが10ha以上ある第1種農地でありますが、集落に接続し日常業務上必要な施設に該当します。2番は、藤江町地内において、●●さん申請の農地改良への一時転用であります。申請地は、周囲を畠及び道路に囲まれた農地で、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。以上、4条転用2件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願ひいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

---

◎黒川幸昭委員　去る4月18日木曜日に、私と青木委員、橋本事務局長、宇賀神係長、永嶋主査の5名で、現地調査を行いました。議案内容は番号1番と2番になりますが、現地に問題となる状況はいずれもありませんでしたのでご報告申し上げます。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎松井研吉委員　1番の深津の件は●●さんからの申請ですが、現地調査員の報告のとおり何ら問題はございませんので、ご承認のほどよろしくお願ひします。

◎小平敏男委員　2番の藤江町の件は、●●さんからの申請です。農地改良のための一時転用です。現地はかなりの傾斜があって、そこを平らにしたいということで、何ら問題は無いと思いますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めるが、質問がないため承認について諮り、1番と2番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査）　議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。6ページをご覧ください。1番は玉田町地内において、●●申請の資機材置場への転用であります。申請地は周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については農地の広がりが10ha以上ある第1種農地であります。集落に接続し日常業務上必要な施設に該当します。なお、先行して一部分に土砂を誤って入れてしまったため始末書を提出していただいております。2番は武子地内において、●●さん申請の農家住宅への転用であります。申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。なお、農地の一部分に構築物があることから始末書を提出していただいております。3番は武子地内において、●●さん申請の園芸用土採取及び搬出入路への一時転用であります。申請地は周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。続きまして7ページをご覧ください。4番は栃窪地内において、●●申請の農地改良への一時転用であります。申請地は周囲を畠及び宅地に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。なお、本件は許可前に一部土砂の搬入が行われたため始末書を求め、本申請の許可が下りるまで事業を停止させていただきます。第2種農地であり、転用の許可申請を行えば許可基準を満たすこと、関係各課の指導に従い事業を進めると意思表示をしていることなどを踏まえ、転用許可を追認したいと考えております。5番は加園地内において、●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については、農地の広がりが10

ha 以上ある第 1 種農地ですが、集落に接続し日常業務上必要な施設に該当します。続いて 8 ページをご覧ください。6 番は奈佐原町地内における、●●申請の資材置場への転用であります。申請地は周囲を道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がりが 10 ha 以上ある第 1 種農地に区分されますが、集落に接続し日常業務上必要な施設に該当します。なお、本件は許可申請前に砂利敷きをし、資材置場としての利用を行っていましたので、始末書付きとなっております。7 番は、口栗野地内における●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第 2 種農地、その他の農地に区分されます。8 番は中粕尾地内における、●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第 2 種農地、その他の農地に区分されます。ここで捕捉をいたします。今回は始末書付きの案件が多数ありますが、始末書案件は事業着手前に許可申請を行っていれば、許可基準を満たしており、許可されたであろうという、許可の見込みのある案件について追認をするというものです。言い換えれば、絶対に許可基準を満たさないものについては追認をする余地はなく、申請の相談があった段階では正の指導を行います。従いまして、今回の始末書付き案件は、通常の許可申請を行えば許可が下りる見込みのあるものとなります。以上、5 条転用 8 件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎青木正好委員 農地法第 5 条第 1 項による許可申請の件は 1 番から 8 番となります。3 番、5 番、7 番、8 番については問題がありませんでした。1 番につきましては、一部に砂利が含まれており始末書付きとなります。2 番は一部に既に作業小屋が建っていましたので、これもやはり始末書付きとなります。4 番は、申請地の周りが農地改良ということで工事が始まっておりまして、申請地も掘削されておりましたので始末書付きとなります。6 番につきましても既に駐車場として使用されており、始末書付きと見て参りました。いずれの案件も転用自体は問題は無いと思われます。以上、ご報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1 番の件は、●●申請の資機材置場への転用ですが、現地調査員の報告のとおり始末書付きになりますが、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。2 番、●●さん申請の農家住宅への転用の件ですが、先ほども言われたように始末書付きになりますが、ご承認をよろしくお願ひいたします。3 番、●●さんの園芸用土採取及び搬入出路への一時転用ですが、問題ありませんのでご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎田島正男委員 4 番、栃窪の件は、栃窪の●●さん、●●さんと貝島町の●●さんから深津の●●への賃貸借権設定による農地改良のための一時転用ですが、既に埋め立てが進んでお

り、現地調査員の報告のとおり始末書付きとなります、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎小林和夫委員 5番の件につきましては、加園の●●さんから小山市の●●さんへの所有権移転による一般住宅のための転用になります。●●さんは●●さんからみて、娘夫婦ということで、実家の近くに住宅を求めるということで、問題は無いと思いますのでよろしくお願ひいたします。

◎黒川幸昭委員 6番の奈佐原町の件ですが、奈佐原町の●●さんから●●への使用賃借権設定による資材置場への一時転用への申請になります。周囲の状況から転用自体は問題はないと思いますが、現地は既に砂利が敷かれているため、現地調査員の報告のとおり始末書付きでご承認をお願ひいたします。

◎神山卓也委員 7番の口栗野の件ですが、口栗野の●●さんから千葉市の●●への所有権移転による太陽光発電設備のための転用となります。周囲は口栗野の桑沢という沢に入ったところで、いわゆる山間部のところです。田んぼが点在していて、周りにも既にいくつか太陽光発電の設備ができるような場所です。ただいまの説明のとおり問題はございませんのでよろしくお願ひいたします。

◎金子重博委員 8番の中粕尾の件は、中粕尾の●●さんから、東京都の●●への売買による、太陽光発電設備のための転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から8番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号から6号「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 始めに議案第4号と6号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和6年4月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には所有権移転、新規の利用権設定、中間管理事業について記載しております。議案書9ページをご覧ください。所有権移転が2件、2筆、1, 651m<sup>2</sup>となっております。議案書10ページから14ページをご覧ください。新規の利用権設定が8件、24筆、36,087m<sup>2</sup>となっております。議案書21ページから23ページをご覧ください。中間管理事業が5件、11筆、26,458m<sup>2</sup>となっております。これら合計、15件、37筆、64,196m<sup>2</sup>となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。次に議案第5号「農用地利用配分計画に

---

係る意見について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用配分計画を作成し、同法19条により、この農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、受け手から返還を受けた農地を、再度別の受け手に貸し付ける再配分のための計画が出されました。議案書には配分計画に係る利用権設定について記載し、区分の欄外に合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書15ページから20ページをご覧ください。再配分に係る利用権設定が、10件、33筆、83,333m<sup>2</sup>となっております。議案4号から6号まで、まとめてご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号から議案第6号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、議案第4号の1番から10番、議案第5号の11番から20番、議案第6号の21番から25番について許可することに決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後17時40分閉会を宣した。

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和6年4月23日

議長

---

署名委員

---

署名委員

---